

○厚生労働省告示第三百六十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の二号を加える。

六十三 ゲムシタビン静脈内投与及び重粒子線治療の併用療法 膵臓がん（遠隔転移しておらず、かつ、TNM分類がT4のものに限る。）

六十四 ゲムシタビン静脈内投与、ナブーパクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う膵臓がん